

## 各分野における主な提案品目及び検討方針等について（案）

### 1. 各分野における主な提案品目について（資料 4 - 2 別紙参照）

特定調達品目に係る新規の提案品目や既存品目の判断の基準等の見直しに関する提案募集を実施（5月28日から6月22日の約1ヶ月間）したところ、資料 4 - 1 に示したとおり、物品 7 件、役務 5 件、公共工事 4 件<sup>1</sup>の計 16 件<sup>2</sup>の提案があった。

なお、本年度の提案募集に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に特に資すると考えられる特定調達品目の追加、見直し等について積極的な提案を求めている<sup>3</sup>。

### 2. 提案品目及び提案内容に係る検討方針等

各品目の提案内容及び留意点等を踏まえた物品・役務の現段階における検討方針等は、以下のとおりである。

なお、必要に応じて、提案者に対する追加資料の提出依頼、ヒアリングの実施等を行うとともに、提案品目に係る環境負荷低減効果、供給状況等を調査・確認し、新規の追加・判断の基準等の見直しについて検討するものとする。

#### （1）紙類

##### ○ コピー用紙及び印刷用紙

- 総合評価指標において、指標項目である「その他の持続可能性を目指したパルプ」の重み付けを森林認証パルプ、間伐材パルプと同一にすべき
  - ➔ 平成 25 年度に設置した「古紙の定義等に係る専門委員会」において紙類の総合評価値の算定に係る指標項目及び重み付けについて検討を行い、現行の考え方が適切と判断

#### （2）画像機器等

##### ○ コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

- コピー機等における環境負荷低減のためには紙の使用量の削減が重要であることから、「紙使用量の削減機能」及び紙の使用量等の「環境負荷の表示機能」を新たな判断の基準として設定する提案
  - ➔ 新たな判断の基準の設定に伴う環境負荷低減効果、市場への供給状況、比較対象とのコスト等を確認の上、見直しに係る検討を実施

<sup>1</sup> 他にロングリスト掲載品目への追加提案 5 品目

<sup>2</sup> 分野・品目等については提案者の申告によるものを含むため、今後の検討により変更があり得る

<sup>3</sup> 物品・役務の 12 提案中 8 提案が温室効果ガスの排出抑制に特に資する品目として提案された

### (3) 制服・作業服等

#### ① 植物由来 PET 繊維 (BIO-PET) 製防寒衣料

- 現行の制服・作業服の判断の基準に、植物由来 PET を使用した防寒衣料の基準を新規に追加する提案 (判断の基準等の見直し)
  - ➔ 新たな判断の基準による環境負荷低減効果、提案品目に係る供給状況及び納入状況等の確認が必要

#### ② 植物由来 PET 繊維 (BIO-PET) 製ファスナや縫糸 (繊維製付属品) を使用した制服・作業服 (同様提案 1 件)

- 現行の制服・作業服の判断の基準の算定対象である繊維部分全体重量に付属品の植物由来 PET を使用したファスナ、縫糸を含めるべき
  - ➔ 提案内容については既に算定に当たって織込済み

### (4) 設備

#### ○ 古紙再生装置

- 使用済みコピー用紙を原料とする古紙再生装置を新規の特定調達品目として追加する提案
  - ➔ 環境負荷低減効果、コスト面 (イニシャル/ランニング) の評価、提案品目に係る供給状況等を踏まえ追加可能性について検討を実施

### (5) 災害備蓄用品

#### ○ 割り箸

- 帆立貝の貝殻と PP を混練した割り箸
  - ➔ 国等の機関における調達実績、市場への供給状況、環境負荷低減効果等の確認が必要

### (6) 役務

#### ① 印刷

- 「古紙リサイクル適性ランクリスト」の B ランクの紙も印刷物の材料として使用可とすべき
  - ➔ 「紙」から「紙」へのリサイクルを一層促進するために、国等の機関は、原則として「古紙リサイクル適性ランクリスト」の A ランクの印刷資材を使用することとしている。なお、「古紙リサイクル適性ランクリスト」の検討状況を踏まえ、印刷の判断の基準等への適切に反映
- 湿し水を使用しないオフセット印刷 (水なし印刷) の導入に関する提案
- 印刷の各工程における環境負荷低減に向けた一層の取組に関する提案 (配慮事項としての提案)
  - ➔ オフセット印刷の各工程における VOC 対策 (IPA レス) 等の設定可能

性について、当該役務の提供可能事業者の状況や環境負荷低減効果、設備の導入に係るコスト等の観点から検討が必要

② 清掃

- 業務に使用する洗剤の原料として植物油脂が使用されている場合は、持続可能な原料が使用されていることとすべき（現行の配慮事項では実効性がないため判断の基準とすべき）
  - ➔ 市場への供給状況及び今後の供給見込みの確認、持続可能性の確認方法（調達担当者が簡易に確認可能な方法）の検討が必要

**（7）その他（現行の分野以外又は各分野・品目横断）**

○ 電力

- 電力を二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況等により評価し、新たに特定調達品目に追加する提案（グリーン購入法に電力調達を位置づける）
  - ➔ 国等の機関においては、環境配慮契約法に基づく裾切り方式により調達を実施しているところ